

佐賀県神社庁報

第293号

★発行所 佐賀県神社庁
 庁長 徳久 俊彦
 佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス
 hizen.sagaken-j-chou
 @shore-oon.ne.jp

令和五年 神社庁学神祭

去る一月十一日午後三時より平和会館三階「神殿の間」において、恒例の「神社庁学神祭」が斎行された。

斎主には村田副庁長、祭員として神埼地区支部より朝日芳彦土器山八天神社宮司、三養基地区支部より梶田匡祐永世神社祢宜、小城地区支部より栗原潔岡山神社宮司が、伶人として、佐賀県神道青年会より古川勝茂金刀比羅神社宮司(鳳

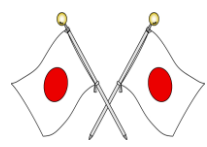


笙)、溝上忠秀佐嘉神社権禰宜(筆簾)、大島仁志高木八幡宮祢宜(龍笛)がそれぞれ奉仕した。次第に則り、斎主一拝、開扉、献饌、祝詞奏上



と続いたのち、講書始めの儀として、佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館館長諸田謙次郎先生より「佐野常民とその時代」と題して講演戴いた。平成二十七年七月に「明治日本の産業革命遺産 製

鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成群としてユネスコの世界遺産に登録を受けた「三重津海軍所」は江戸後期から幕末にかけての佐賀藩における近代化への取組みの中で整備された洋式海軍の拠点であった。諸田先生からはその「三重津海軍所」にも深く関わり、後に「日本赤十字社」を創立する佐野常民の生涯を



祝祭日には国旗を掲げましょう

資料に基づき、およそ三十分に亘り御講演を戴いた。

講演の後、斎主が玉串を奉りて拝礼、以降、神社庁長、総代会長、諸田講師、各指定団体代表、副庁長が拝礼した。撤饌の後、閉扉、斎主一拝と続き、祭儀を執り納め、徳久神社庁長、南里総代会長が年頭にあたっての挨拶と抱負を語り、全ての日程を終えた。

◆ 祝意表明 ◆

- ・ 米寿 (昭和十一年生) 江頭 廣宣 殿
- ・ 龍造寺八幡宮宮司 田村 量子 殿
- ・ 喜寿 (昭和二十二年生) 大浦神社宮司 池田 靖麿 殿
- ・ 蠣久天満宮宮司 江副 千秋 殿

◆ お詫び ◆

神社庁学神祭の折に祝意表明を行いました。喜寿を迎えられた神職皆様の

御紹介漏れがございました。

此度、賀寿を迎えられました神職様には御案内が行き届かず、茲に謹んでお詫び申し上げます。今後は慎重を期して参りますので、何卒御容赦下さいますようお願い申し上げます。

尚、該当の神職様には明年の学神祭にて御案内・御紹介をさせて戴きます。

神社庁事務局

行事予定

二月

八日 杵島地区西支部初総会

於料亭「松山」

十一日 建国記念祭

於佐賀縣護國神社
東松浦地区西支部建国記念の日奉祝式典

於玄海町あすぴあ
建国まつり 於平和会館

十三日 岩田かずちか前進のつどい

於マリトピア

十四日 神政連時局対策会議

於参議院会館

二十二日 第四回教化委員会 於神社庁

二十四日 神道青年会臨時総会

於神社庁

二十五日 教神協九州地区研修会佐賀大会

於武雄市

二十七日 神宮大麻曆頒布終了奉告祭

於平和会館

役員会 於神社庁

三月

一日 祐徳稻荷神社例祭

五日 神宮大麻曆頒布終了祭

於神宮

七日 九州各県神社庁長参事会

於長崎県

十一日 東日本大震災慰霊復興祈願祭

於佐賀縣護國神社

十五日 千栗八幡宮祈年祭

十六日 神社庁長懇話会

於明治記念館

十七日 神社庁長会

二十三日 役員会

二十九日 神社庁支部長会

三十日 神社庁協議員会

総代会役員・支部長会

於神社庁

総代会評議員会 於神社庁

事務連絡

令和四年十二月二十六日附総務発第九〇号
神社本庁総務部長名・神社庁長宛

▼芦原理事による代表役員の地位確認請求訴訟判決について

標記の件、去る十二月二十二日、東京地方裁判所は、芦原理事が自ら代表役員総長の地位にあることの確認を求めて提訴した「代表役員の地位確認請求事件」について、原告（芦原高徳）の請求を棄却し、被告（神社本庁）の代表役員の地位にはないと判決を言ひ渡しましたので、御報告します。

この訴訟では、庁規十二条二項の「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」（いはゆる「総長選任条項」）の解釈が争点となつてをりましたが、当該判決では左の通り明確に判示されました。

一、「本件条項については、統理の「指名」という行為についても、現行庁規四十条五項に基づき役員会が責任を負うことになる以上、その前提として、当該行為が実質的には役員会の判断で行われることを予定していると解される」（判決一八頁）

一、「本件条項は、総長の選任に関し、統理による総長の指名という行為が必要であることを定めつつ、統理による当

該氏名について責任を負う役員会が総長を実質的に決定することを予定しており、その決定のための手続として、会議体である役員会の議決を予定している(すなわち、役員会の議決に基づいて総長が指名することが総長選任の効力発生要件となる旨を定めている)と解するのが相当である。(判決一九頁)

一、「本件条項は、総長の選任に関し、役員会が議決により次期総長を決定し、それに基づいて総長が当該時期総長を指名することが必要である旨を定めていると解するのが相当であり、これに反する原告の主張は採用することができない。」(判決二二頁)

本判決は、単に代表役員総長の選任にあたり役員会の議決が必要であるから、芦原理事は総長の地位にないと判断するのみならず、総長を実質的に決定するのは役員会であり、総理の指名といふ行為も実質的には役員会の判断で行はれることを予定してゐるとまで述べてゐます。言ひ換へると、総理による指名といふ行為は、総理自身の判断によって行はれるべきものではなく、役員会の判断に基づいて行はれる形式的行為に過ぎないことになり、この点が本判決の最大の意義であると言へます。

当該判示を前提とすれば、役員会が田中理事を総長に選任すると判断(議決)してゐる以上、実質的に総長は田中理事に決定されてをり、そのやうな役員会の議決に基づいて鷹司総理が田中理事を指名すべきであるにもかかはらず、かかる氏名が為されてゐない状態にあることとなります。

本判決により芦原理事によつて然るべき正当な手続を経ずに行はれた代表役員変更登記申請に端を発した、総長選任を巡る一連の混乱状況も収束に向かふものと考へられます。

尚、東京地方裁判所判決の詳細については、添付の判決書を御確認下さい。

以上

※判決書は神社本庁ホームページにて御覧戴けます。

令和四年十二月二十二日附法私第三二四七号
佐賀県総務部法務私学課長名・各教(宗)派の佐賀県代表者宛

▼消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について(依頼)

貴法人におかれましては、日頃から宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)令和五年十月一日に

開始され、同日から「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」となるための原則的な期限は、令和五年三月末になっていきます。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要となります。

ついでには、別記を御確認いただき、インボイス制度について本県内の貴教(宗)派に周知いただきますようお願いいたします。

令和四年十二月二十六日附法私第三三七〇号

佐賀県総務部法務

私学課長名・各教(宗)派の佐賀県代表者宛

▼マイナンバーカードの取得及び健康

保険証利用申込等の促進について(依頼)

貴法人におかれましては、日頃から宗務行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証利用申込等の促進については、これまででもお願いしたところですので。

この度、文化庁宗務課長からマイナンバーカードの更なる取得、健康保険証利

用申込及び公金受取口座登録の促進について依頼がありました。

なお、今回の依頼ではマイナポイント第二弾の付与対象となるカードの申請期限は本年十二月末までとなつていましたが、更に来年二月末まで延長されました。

ついでには、別記を御確認いただき、本県内の貴教(宗)派に周知いただきますようお願いいたします。

担当…法務私学課 公益法人担当 熊本

電話 ○九五二二二五七〇〇二

令和五年一月六日附秘書発第一号
神社本庁秘書部長心得名・神社庁長宛

▼敬神功労章の内申について

標記の件、敬神功労章授与規程細則第三条第三項及び第四項の定め通り、二月末日迄に御提出願ふ事になつてをりますので、提出期日に遅れ、選考委員会の審査に漏れる事のないやう御提出願ひます。

尚、神社名並びに氏名には必ず「フリガナ」を付け、申請神社の官司名及び住所を付せられるやう、併せてお願ひ致します。

以上

※該当者を内申される場合には神社庁までお申し出の上、二月二十日迄に調書及び履歴書を添えて御提出下さい。

令和五年一月十七日附

一財神道文化会会長名・各位宛

▼神道文化会表彰の推薦方御依頼について

ついて

当神道文化会に關しましては常日頃より格別の御高配を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて、表彰事業に關しましては、お蔭様にて昨年は三年ぶりに受賞者の方々をお招きし、表彰式を執り行うことが出来ました。しかし未だオミクロン株等の流行が続いており、一刻も早い収束を願うばかりでございます。

つきましては、このような状況の中ではございますが、左記の推薦要項により令和四年度の表彰候補を御推薦賜りたく、この段御依頼を申し上げます。

なお、同封の「規程」を御高覧の上、功績調書に表彰候補者が「規程」第二条のいずれの号に該当するかを御記入いただきたくお願い申し上げます。また二十三回までの被表彰者名を添付いたしますので御参照いただきたく存じます。本会発展のため、何卒お力添えを賜りますようお願い上げ、右、表彰候補者推薦の

御依頼を申し上げます。

尚、昨年度より別紙の通り「神道文化会表彰規程細則の一部を改定いたしました。宜しくご承知置きいただき、何卒積極的な御推薦をお願い申し上げます。

記

一、期 日

令和五年三月末日必着

一、推薦者

各都道府県神社庁長ほか

一、備考

規程第二条二、四号については、所定の用紙にご記入の上、その資料となる出版物又は活動報告書などを添付してください。

表彰対象には特に規定はありませんので、各号該当者を推薦して下さい。

参考資料

◇神道文化会表彰規程 抄◇

第二条 前条に定める表彰は、左の各号に該当するものに対して行う。

- 一 多年神道文化高揚に精励し、その功績拔群なる個人もしくは団体
- 二 神道文化に関する学術研究において、その功績の顕著なるもの
- 三 神道ならびに神社に関する広報・教化活動において、その功績顕著なるもの

四 神道関係団体において、その活動が優秀なるもの

五 神道文化高場のため功労あるもの
※該当者を内申される場合には関係書類を配布致しますので、神社庁宛御連絡下さい。また、神社庁への内申期日は**二月末日迄**と致します。

令和五年一月十七日附

一財神道文化会会長名・各位宛

▼**神道芸能普及費受給者の推薦方御依頼について**

当神道文化会に關しましては、常日頃より格別の御高配を賜り有難く感謝申し上げます。

扱、本会では、平成元年度より神道芸能のための普及事業として、援助金を支給し、本年度で三十四回目となります。

お蔭様にて昨年は、三年ぶりに受給者の方々をお招きし、伝達式を執り行うことができました。本年も未だオミクロン株等が流行しておりますが、一日も早い収束を願っております。本年も別紙の通り「神道芸能普及費支給規程」に基づき、受給者の選定を行うこととなっております。

つきましては、本援助費の有効な御活用を願い上げたく、左記を御参照の上、是非とも受給者の御推薦を賜りますよ

う、この段謹んで御依頼申し上げます。
記

一、期日
令和五年**三月末日**必着

一、推薦者

各都道府県神社庁長ほか

一、申請書類

①該当団体の概要②過去三年間の活動状況③他の補助金の状況④普及費の主な目的等を申請書に記入いただき、必要に応じ、その資料となる、出版物や規則写真等を添付してください。

以上

※受給を希望される場合には関係書類を配布致しますので、神社庁宛御連絡下さい。また、神社庁への内申期日は**二月末日迄**と致します。

令和五年一月十八日附総神発第一二二号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼**消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律、並びに、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について**

標記の法律が本年一月五日より順次施行されるのに伴ひ、庁費者庁から文化

庁を通じて本庁宛に通知があり、解説資料の提供がありましたので、別紙の通りお示し致します。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の改正点は、所謂「靈感商法」の定義が見直されて、本人だけでなく「親族」の生命、身体、財産に対する不安をあふり、「又はそのような不安を抱いていることに乗じて」契約を締結させることも追加され、そのやうな靈感商法に基づく消費者契約に対する「取消権」の時効も延長されました。

更に、独立行政法人国民生活センターの役割が強化されて紛争解決手続の迅速化や、事業者名の公表等によって再発防止を図ることになりました。

一方、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律では、借入や居住用建造物等生活維持に欠くことのできない財産の処分によって寄附のための資金を調達することを要求することや、不当勧誘行為(①不退去、②退去妨害、③勧誘する旨を告げずに退去困難な場所へ同行、④脅迫・第三者との相談の遮断、⑤好意に乗じた勧誘、⑥靈感等の知見を用いた勧誘)で相手を困惑させ寄附を求める行為が禁止され、違反に対する

行政措置や罰則が定められるとともに、寄附の取消権や扶養親族等による債権者代位権の特例が設けられました。

同法は、法人格のない社团(奉賛会や建設委員会など)や、法人・団体の役員員でない者(総代や世話人など)の行ふ行為も規制してゐますので、御造営資金などを募財する際には無理強硬な募財とならないやう、神職以外の神社関係者にも法の趣旨を十分御理解戴く必要があります。

なほ、消費者庁によると、此度の立法措置によって規制されるのは「社会通念上、不当な寄附の勧誘行為と考えられるもの」に限られ、正当な宗教活動に影響はないとしてゐますが、勧誘行為の不当性について争はれた場合に最終判断をするのは裁判所ですので、本庁では適正な運用がなされるかを注視し、必要があれば(附則第五条に基づく)二年後を目処頃とした見直しの機会に、関係機関への働きかけを行ひたいと考へてゐますので、宗教活動に支障が生じるやうな事案が発生しましたら、本庁まで情報提供をお願い致します。

以上

※Q&A形式資料同封(宮司のみ)

◆◆教化委員たより◆◆

堤雄神社祢宜 橋富太市郎

梅の蕾も膨らみはじめ、春の兆しを感じる頃となりました。

お正月は新春に相応しく穏やかな天気が続いておりました。各神社様におかれましては、初詣において、コロナ前のようなにぎわいを取り戻せていたのではないかと思ひます。昨年、教化委員会で神宮大麻頒布啓発の幟を作製しお配り致しましたが、ご活用頂けましたでしょうか。お正月の華やいだ境内にて、ご参拝の皆様のお目に触れて頂けましたら幸いです。お忙しい時期を過ぎされた皆様お疲れさまでした。

新年といえ、地域の行事や習わし等様々な御祭りがあつたのではないでしようか。私が奉仕しております堤雄神社の氏子区では『せんだご』と呼ばれる習わしがあります。千個の「だご」を作つて神社にお参りされています。云われはいろいろありますが、地域や近所の人達で集まり一升分の米粉・餅粉を混ぜ合わせた粉で千個の「だご」を作られています。これにより「一生食べ物に困らない」、「一年間の無病息災」や、佐賀の方言で「病気せん(病気をしない)、怪我せん

(怪我をしない)、流行り病せん(流行病をしない)」ということから「せん」を取り「だご」を千個作る様になつたのではといわれています。丸めた「だご」は中心がつままれており、茹でた小豆やきな粉等であえられた「だご」が神社に奉納されます。

しかし数十年前までは氏子区の全地域で行われていましたが、時代の移り変わりとともに、核家族化や高齢化等様々な事情が加わり止めてしまわれた地域も多数あります。こうした地域の習わしが失われて行くのはとても残念な事であり、憂えるべき事ではないのでしょうか。古くから続けられた伝統や習わしが次代へと引き継がれていただければと思います。

事務報告

【任免】

■太良嶽神社祢宜 石井 直明

藤津郡太良町

太良嶽神社宮司に任ずる

令和五年二月一日

■太良嶽神社宮司 石井 直明

藤津郡太良町

兼ねて山神社宮司に任ずる
兼ねて亀崎社宮司に任ずる

兼ねて天満社宮司に任ずる
 兼ねて天満社宮司に任ずる
 兼ねて八幡社宮司に任ずる
 兼ねて大魚社宮司に任ずる
 兼ねて諏訪社宮司に任ずる
 兼ねて鎮守社宮司に任ずる
 兼ねて天満宮宮司に任ずる
 兼ねて金毘羅社宮司に任ずる
 兼ねて中山社宮司に任ずる
 兼ねて八幡社宮司に任ずる
 兼ねて御手水社宮司に任ずる

令和五年二月一日

新任神職紹介

よろしくお願ひします！



佐嘉神社権禰宜
 山下 美幸
 平成五年生

【御垣内特別参拝許可願申請】

■八幡社宮司 八幡 崇経

・参拝日 皇大神宮

令和四年十二月三十日

豊受大神宮

令和四年十二月三十日

・員数 代表

熊本 光浩 他二名

■伊勢社宮司 古川 和生

・参拝日 皇大神宮

令和五年一月九日

豊受大神宮

令和五年一月八日

・員数 代表 北島千夏子 他四名

■武雄社宮司 武雄 哲司

・参拝日 皇大神宮

令和五年一月二十一日

豊受大神宮

令和五年一月二十日

・員数 代表 朝日I&Rホール

ディングス(株)代表取締役

役 野畑龍彦 他八名

■伊勢社宮司 古川 和生

・参拝日 皇大神宮

令和五年一月三十日

豊受大神宮

令和五年一月三十日

・員数 代表 平原 嘉徳 他一名

書籍等寄贈目録並びに御芳名

自…令和五年 一月 一日

至… 全 三十一日

・青森県神社庁報 第一七六号

・社報石清水 第一二二号 青森県神社庁 様

・砥鹿 第一四三号 石清水八幡宮 様

・箱根 第二八九号 箱根神社 様

・鶴戸 Vol.95 鶴戸神社 様

・愛媛県神社庁報 第六〇九号 愛媛県神社庁 様

・熊本県神社庁報 第一七〇号 熊本県神社庁 様

・庁報みやしろ 第一七六号 熊本県神社庁 様

・会報 石川うじせい 第七号 石川県神社庁 様

・庁報新潟 第一二七号 新潟県神社庁 様

・長崎縣神社廳報 No.八二二 長崎県神社庁 様

・富ヶ岡 No.一〇七 富岡八幡宮 様

・飛梅 第二〇五号 太宰府天満宮 様

・あしかひ 第一二二号 大阪府神社庁 様

- ・高知県神社庁報 第八五七号 高知県神社庁 様
- ・岡山県神社庁報 第一三四号 岡山県神社庁 様
- ・みつみね山 第二五九号 三峯神社 様
- ・すいとく 第八二二号 竹駒神社 様
- ・霧島山 第一五一号 霧島神宮 様
- ・景仰 第七〇号 常盤神社 様
- ・しおがまさま 第一九一号 志波彦神社鹽竈神社 様
- ・まつのを 第四六号 松尾大社 様
- ・平安楽土 第九〇号 平安神宮 様
- ・あゝ楠公さん 第一五号 湊川神社 様
- ・むすび No.一五九 生田神社 様
- ・さくら山 第六号 茨城縣護國神社 様
- ・相模 第五三一号 寒川神社 様
- ・木國 第五九号 和歌山県神社庁 様
- ・大美和 第一四四号 大神神社 様
- ・北海道神社庁報 第一二六三号 教化ニユース 第一五七号 北海道神社庁 様
- ・三重県神社庁報 第一四六号 三重県神社庁 様
- ・二葉 No.一四九 三島県神社庁 様
- ・うじせい No.八〇 全国氏子青年協議会 様
- ・香取 第一二二号 香取神宮 様
- ・神社庁報 第一四七号 山形県神社庁 様
- ・若宮神社八阪神社 鎮守の森 令和五年新春号 若宮神社宮司 松園家晴 様
- ・うぶすな 第一三〇号 岐阜県神社庁 様
- ・庁報かながわ 第一二二号 神奈川県神社庁 様

◎ 提出物依頼 ◎

▽神社活動に関する全国調査

神社庁締切は二月二十一日迄

▽神宮大麻精算関係

神社庁締切は二月十五日迄

※定例表彰内申の提出漏れに

御注意下さい。

〽期日厳守に御協力下さい〽

◎三月諸会議日程◎

▽神社庁支部長会

午前十一時

▽神社庁協議員会

午後二時

▽総代会役員・支部長会

午前十一時

▽総代会評議員会

午後一時三十分

〽御予定をお願い致します〽